

各 位

会 社 名 株式会社 ジー・モード  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 路 武  
(コード番号 2 3 3 3)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 善村 賢治  
電 話 0 3 - 5 4 5 6 - 3 7 8 0

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の第 11 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までであります。当社の親会社であるガイアホールディングス株式会社と事業年度を一致させることにより、年次経営計画の策定及び連結決算等の経営情報の共有化や会計監査の同時性の実現など、グループ経営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものです。なお、当社の連結子会社についても同様の変更を行う予定です。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日

変更後：毎年 12 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 12 期は平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月の変則決算となる予定です。

#### 3. 定款変更の理由

事業年度の変更に伴い、現行定款第 38 条（事業年度および基準日）ならびに第 40 条（剰余金の配当等）につき所要の変更を行なうとともに、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

#### 4. 定款変更案の内容

変更案の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 6 章 計算	第 6 章 計算
(事業年度および決算期)	(事業年度および決算期)
第 38 条 当社の事業年度は、 <u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u> とし、毎事業年度末日を決算期とする。	第 38 条 当社の事業年度は、 <u>毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで</u> とし、毎事業年度末日を決算期とする。

<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 40 条 当社の剰余金の配当等は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により毎年 <u>9 月 30 日</u> 最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当等を行うことができる。</p> <p>3. 当社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当等を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により毎年 <u>6 月 30 日</u> 最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当等を行うことができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 定款第 38 条(事業年度および決算期)の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日から始まる第 12 期事業年度は、平成 23 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。なお、本附則は第 12 期事業年度経過後にこれを削るものとする。</p>
--	--

5. 今後の日程

第 11 回定時株主総会開催日：平成 23 年 6 月 23 日予定  
 定款変更の効力発生日：同上

6. 今後の見通し

決算期変更後の平成 23 年 12 月期通期(9 ヶ月決算)および平成 24 年 12 月期第 2 四半期累計期間における連結業績予想につきましては、平成 23 年 5 月 6 日公表の「平成 23 年 3 月期決算短信」に記載のとおり、この度の東日本大震災に伴う節電、計画停電等による経済活動や個人消費への影響及びこれらが当社業績に与える影響については合理的な算定が難しいことから現時点では未定とさせていただきます。業績への影響を精査し、確定し次第速やかに公表いたします。

以 上